

ご要望について②

2022年2月21日

資源エネルギー庁

その他産業界からの要望への回答（1 / 4）

要望内容	制度の現状	対応の概要
<p>ジャパンSDGs アワード等の国からの認定をもらえる制度の構築や省エネ法・温対法での加点などの措置を施すことで参加インセンティブを高めるべき。</p>	<p>省エネ法では、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対して、エネルギー消費効率の改善等を求めています。</p>	<p>余剰再エネの活用等のために需要のシフトを行った場合についても、省エネ法における評価の対象とするよう、制度の見直しを検討しています。</p>
<p>DRの普及拡大のため、大規模施設について、サブ変電所配下のメータによる計量を認め、全TSOで統一した運用としていただきたい。</p>	<p>調整力公募や需給調整市場にDRで参画する場合、現状は需要家の引き込み地点（受電点）での計量及びベースライン設定を行うこととなっている。</p>	<p>受電点より下部のメーターでの計量及びベースライン設定を行う場合、需要家内での不正行為の防止策の策定やそれにかかわる一般送配電事業者の業務負荷の増加への対応などが必要と認識しており、その実現可否について、コスト・ベネフィットの評価も含め、関係者で議論を継続したい。</p>

その他産業界からの要望への回答（2 / 4）

要望内容	制度の現状	対応の概要
<p>電源 I' と電源 I'（長時間）を別商品として公募してもらいたい。</p>	<p>電源 I' は、夏季冬季の厳気象による需給ひっ迫に対応するため、一般送配電事業者が発電事業者やDR事業者から公募により調達する調整力。 一般送配電事業者は、発動の3時間前までに発電事業者等に指令をし、最大3時間の連続稼働が行われます。また、発動回数に制約があり、原則、年間12回までとなっています。</p> <p>電源 I'（長時間）は、一般送配電事業者が電源 I' 契約事業者に対し、任意で長時間発動の協力を求めるもので、2021年度冬季のkWhの供給力不足に備えるために実施しているものです。 一般送配電事業者は、発電事業者等が長時間発動を行うための準備期間を確保できるよう、発動の6日程度前に発電事業者等に事前通知を行います。予定通り発動が必要になった際には、発動の3時間前までに指令を行い、最大6日間程度の連続稼働が行われます。また、発動回数については、原則、年間1回までとなっています。</p>	<p>2020年度冬季の継続的なkWh不足による需給ひっ迫を受けて、2021年4月に電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が運営する有識者等による公開の委員会において、kWh不足に対応するための調整力確保について検討が行われ、継続的なkWh不足に対応するための新たな調整力として、電源 I' とは別の新商品を設計することも検討されました。</p> <p>しかしながら、委員等からは、一般送配電事業者が調整力を更に追加確保することの合理性や、小売の供給力確保に与える影響等の懸念が示され、結果として、当面は電源 I' の契約事業者の中から協力を依頼する現在の形となり、抜本的な対策の必要性が生じた場合に、改めて各案を比較検討することとなりました。</p> <p>その後、2021年5月に電力・ガス取引監視等委員会が運営する有識者等による公開の審議会である制度設計専門会合においても、継続的なkWh不足に対応するための調整力の調達について議論を行ったが、委員等からは広域機関での議論と同様の懸念が示され、拙速に新商品を設計するという議論をすべきではなく、幅広な議論が必要とのことでした。</p> <p>2021年度冬季に向けたkWh対策については、その後の資源エネルギー庁の審議会での議論を経て、一般送配電事業者によるkWh調達公募などが追加的な対策として実施されています。</p> <p>今後、電源 I'（長時間）を別商品とするかどうかの議論については、こうした既存の対策の運用状況を踏まえて検討すべきであると考えます。</p>

その他産業界からの要望への回答（3 / 4）

要望内容	制度の現状	対応の概要
発動指令電源は、電源 I' と同様に 1 年前入札への変更を検討してもらいたい。	容量市場は、中長期的に必要な供給力を事前のオークションにより効率的に確保するための制度であり、メインオークションを実需給の4年前に実施しております。	実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与えるため、1年前に実施される追加オークションの在り方について検討を進めております。
ノンファーム接続の電源・蓄電池は需給調整市場及び容量市場への参加が不可となっているが、再給電方式への移行を踏まえリクワイアメントを見直し、参加可能な扱いとしていただきたい。	ノンファーム型接続適用電源は、設備増強を行わずに接続する電源であり、出力制御を前提としているため、確実な発電が出来ないものとなります。そのため、需給調整市場及び容量市場のリクワイアメントを達成し、調整力・供給力を提供することができないことから、需給調整市場及び容量市場の参加対象とはされておられません。	市場参加要件を満たしていることを前提に、2022年度については需給調整市場に参加できるとすることを検討しております。また、2022年度メインオークション（実需給2026年度）においては、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源について、容量市場に参加可能とする方向で検討を深めているところです。

その他産業界からの要望への回答（4 / 4）

要望内容	制度の現状	対応の概要
<p>FIP電源に併設した蓄電池について、1地点複数電源（変動電源－発動指令電源）の実績値評価方法を整理し、容量市場への参加を認めていただきたい。これにより、採算性が向上し、普及が進むと考えられる。</p>	<p>容量市場と FIP 制度の双方からの kW 価値二重取り防止、及びシンプルな制度設計の観点から、FIP 電源は、容量市場に参入可能な対象電源から除外することとしております。</p>	<p>容量市場に参加不可としているのはプレミアムという形でkW価値を受け取っているFIP電源についてであり、併設されている蓄電池についてはこの限りではありません。なお、1地点複数電源（変動電源－発動指令電源）について、供給した分を区分計量できるのであれば、容量市場のリクワイアメント及びその確認方法について検討を深めてまいります。</p>
<p>FIP電源に併設する蓄電池について、系統から充電を行う場合でも、当該充電分を区分計量できるときには、FIP電源から充電した分は、プレミアムの交付対象といただきたい。これにより、採算性が向上し、普及が進むと考えられる。</p>	<p>FIP認定を受けた発電設備に蓄電池が併設されている場合の取扱いについては、FIT 制度における整理等を踏まえ、蓄電池に認定発電設備に係る再生エネルギーのみが充電されることが担保される構造になれば、蓄電池に充電された当該電気が供給されたときにはプレミアムの交付対象とすることとしております。</p>	<p>FIT/FIP制度で申請される電気の量は認定発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気を充てる構造であることが認定基準となっています。蓄電池について系統から蓄電し、供給をした分を区分計量できるのであればご要望の運用も可能です。</p>